

千葉県の品質確保に向けた取り組みについて

千葉県県土整備部技術管理課

副技監（兼）技術審査室長 小 高 千 弘

目 次

1. 千葉県における取り組み
2. 市町村への支援
3. 千葉県の総合評価方式
 - ・ 過年度の実施状況
 - ・ 改善状況について
(ガイドラインの見直し)
4. 低入札価格調査制度について

千葉県の品質確保に向けた 取り組みについて

千葉県 県土整備部 技術管理課

平成24年10月

1

説明の概要

- 千葉県における取り組み
- 市町村への支援
- 千葉県の総合評価方式
 - ・ 過年度の実施状況
 - ・ 改善状況について
(ガイドラインの見直し)
- 低入札価格調査制度について

2

千葉県における取り組み

- ① 総合評価方式の実施
 - ・H18 試行開始（県土整備部で15件実施）
 - ・H19.10～ 本格施行
- ② 最低制限価格、低入札価格調査制度による品質確保
- ③ 県及び市町村職員の研修、講習会の実施（発注事務等の適切な実施）

3

市町村への支援

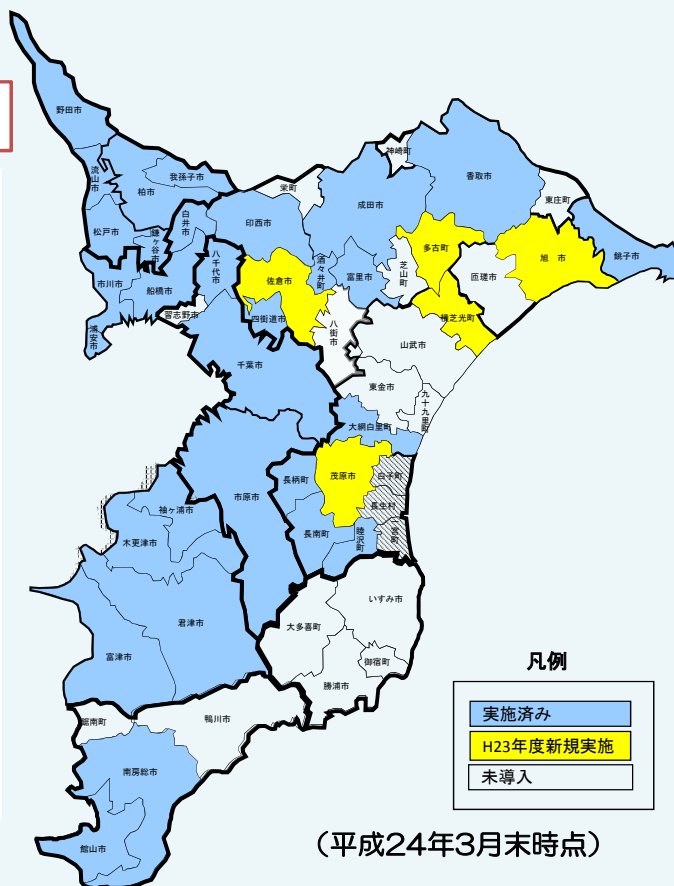
- ① 平成19年4月
品確法第15条に定める「発注関係事務を公正に行う事ができる条件を備えた者」として、財団法人千葉県建設技術センターを位置付け。
- ② 平成19～20年度
市町村向け説明会を実施
- ③ 平成20年1月
市町村等総合評価支援要綱を制定
 - ・県が設置した技術審査会を利用
 - ・県が委嘱した学識経験者への意見聴取の場を活用（H22：12市、H23：13市）
- ④ 平成22年～
導入に前向きな市町村を個別訪問
総合評価方式実施要領、要綱等のひな形を作成、提供
- ⑤ 財団法人千葉県建設技術センターと連携し、制度導入直後の市町村が総合評価を行う際の実務作業を支援

4

県内市町村の導入状況

年度	導入市町村数 (割合)	実施件数
H19	9(17%)	43件
H20	17(31%)	240件
H21	27(50%)	291件
H22	30(56%)	324件
H23	35(65%)	268件

(県内全54市町村)



千葉県の総合評価方式について

総合評価方式の対象工事

- 5,000万円以上の建設工事について、原則全て実施
(緊急工事などを除く)
- 基本は2タイプ
 - 5,000万円以上1億円未満：特別簡易型
(小規模工事で施工上の工夫を求める工事)
 - ・ 簡易な施工計画に関する事項を記述した技術資料
 - ・ 同種工事の実績、経験、工事成績
 - ・ 地域精通度、地域貢献度
 - 1億円以上：簡易型
(適切で確実な施工を行う能力を求める工事)
 - ・ 施工計画の適切性に関する事項を記述した技術資料
 - ・ 同種工事の実績、経験、工事成績
 - ・ 地域精通度、地域貢献度

7

評価項目

○企業の技術力

評価項目	細目	特別簡易型	簡易型
施工計画	現地条件を踏まえた配慮すべき事項	※	—
	指定された課題に対する技術的所見・配慮すべき事項	—	◎
企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	○	○
	千葉県所掌工事における「業種：○○」での工事成績の平均点	◎	◎
	過去2ヶ年度間の当該業種における優良工事表彰	◎	○
	千葉県所掌工事における過去の事故及び不誠実な行為	◎	◎
	当該工事関連分野での技術開発の実績及び新技術等の活用	—	○
	ISO認証取得	○	○
	千葉県所掌工事「業種：○○」における手持ち工事量の状況	◎	◎

◎：必須項目、○：選択項目

※ 特別簡易型の施工計画は、H21年5月より安全審査の対象となる工事を除いて省略中

8

評価項目

○企業の信頼性・社会性

評価項目	細目	特別簡易型	簡易型
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者資格	○	○
	過去10年間の同種工事の施工経験	◎	◎
	継続教育（CPD）の取組状況	○	○
	主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去1ヶ年度間の「業種：〇〇」での工事成績	◎	○
精度地域	過去10年間の当該管内（県内）での公共工事の施工実績	◎	◎
地域貢献度	「地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	○	○
	県産品の活用	○	○
	県内企業の活用	—	○
	営業拠点の所在地の有無	◎	—
	地域特有貢献の有無	◎	—
千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反		◎	◎

◎：必須項目、○：選択項目

9

その他（特例措置等）

○千葉県総合経済対策に係る公共事業の早期着手に対する対応 （平成21年5月から当分の間）

- ・ 特別簡易型の施工計画を省略（安全審査の対象となる工事を除く）

○東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧事業の早期復旧に向けた 手続きの簡素化 （平成23年4月1日～平成24年12月31日）

- ・ 総合評価方式の適用範囲を「5,000万円以上」から「2億円以上」とする
（一般競争入札の適用範囲も「5,000万円以上」から「2億円以上」）

→ 災害復旧工事の入札・契約事務に要する日数を短縮
（およそ6週間程度）

過年度の実施状況について

11

実施件数

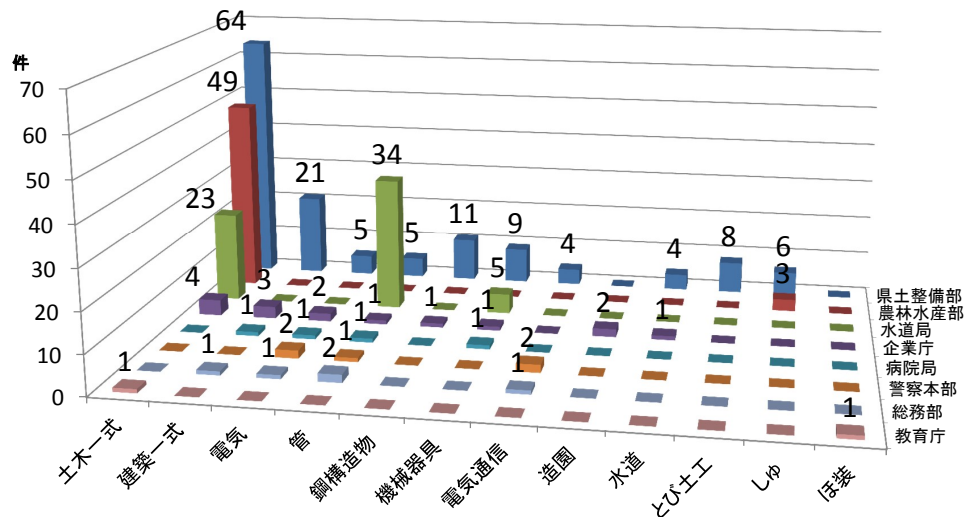
年度	H19(※1)	H20	H21	H22	H23
標準型					1件(※2)
簡易型	63件	125件	123件	126件	145件
特別簡易型	18件	122件	195件	156件	162件
合計	81件	247件	318件	282件	308件

(※1) H19年10月より本格実施

(※2) H23年度の標準型1件はWTO案件の対応
・施工計画の課題数を増やす
（通常の簡易型は1もしくは2課題とするところを3課題に設定）
・企業の信頼性、社会性などの客観的項目は設定しない

12

部局別・工種別実施状況（H22年度）



	土木一式	建築一式	電気	管	鋼構造物	機械器具	電気通信	造園	水道	とび土工	しゅ	ほ装	小計
国土整備部	64	21	5	5	11	9	4	0	4	8	6	0	137
農林水産部	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	52
水道局	23	0	0	34	0	5	0	0	0	0	0	0	62
企業庁	4	3	2	1	1	1	0	2	1	0	0	0	15
病院局	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
警察本部	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	5
総務部	0	1	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	5
教育庁	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
小計	141	26	11	44	12	16	7	2	5	8	9	1	282

13

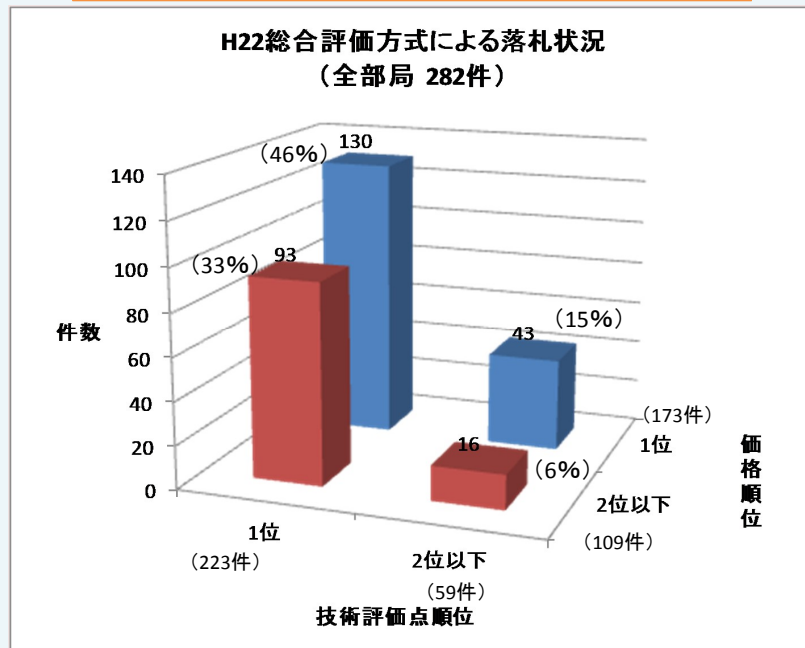
技術点1位の落札者数

年度	H19	H20	H21	H22	H23
実施件数	81件	247件	318件	282件	308件
技術点1位の落札者数	49件	160件	222件	223件	250件
割合(%)	60%	65%	70%	79%	81%

- 技術点1位の者が優位
- 技術点1位の者が落札者となる割合が上昇している

14

逆転状況（H22年度）



- 技術点1位の者が落札した割合は79%
- 価格順位2位以下の者が技術点1位で落札した割合は33%

15

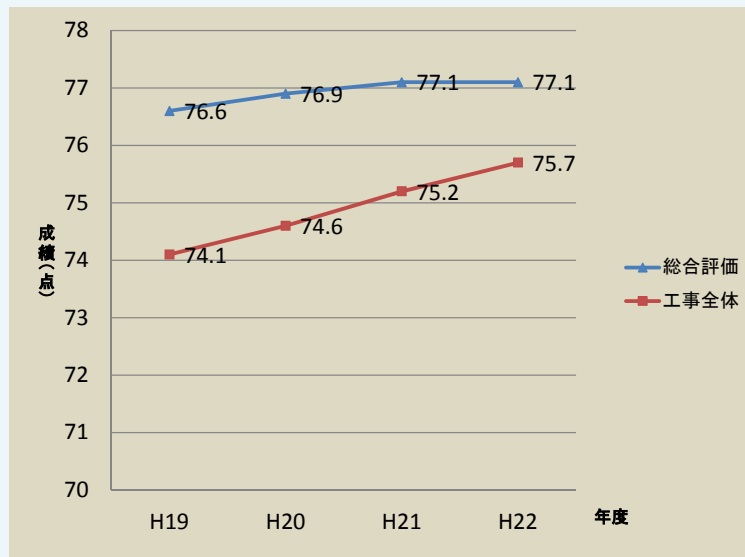
逆転件数の推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23
実施件数	81件	247件	318件	282件	308件
逆転件数	17件	47件	96件	109件	117件
割合(%)	21%	19%	30%	39%	38%

- 近年では4割近くの案件で逆転現象が見られる。
- 価格以外の要素が適度に影響している

16

工事成績の平均点



- 総合評価方式の成績の平均点は、工事全体の平均点よりも2点程度高い。
- ただし、総合評価方式の成績は伸び悩み

制度の改善状況について (ガイドラインの見直し)

過年度の実施結果の検証と改善について

(23年度ガイドラインの改正)

○ 工事成績の平均点の区分を細分化

【H22年度までは】

- 80点以上、80点未満75点以上、75点未満70点以上、70点未満65点以上、65点未満、成績無し の5点刻みで加点
- 下線部の区分に得点者が集中し、参加者間で差が付かない。



【H23年度からは】

- 得点者が集中する区分を細分化。
- 上記下線部分を2.5点刻みとした。

19

過年度の実施結果の検証と改善について

(23年度ガイドラインの改正)

○ 配置予定技術者の工事成績を評価

【H22年度までは】

- 優良工事表彰を受ければ企業の技術力として加点。
- 技術者に対する成績の評価はしていなかった。
- 優良工事は企業の技術力のみならず、技術者の貢献度も大きい。



【H23年度からは】

- 優良な工事成績（80点以上）の実績がある配置予定技術者に加点。
- 優れた技術者の能力を評価。

20

過年度の実施結果の検証と改善について

(24年度ガイドラインの改正)

- 「地産品の使用状況」 (廃止)
→ 「県産品の活用」 (新設)

【H23年度までは】

- エコ関連3品目（間伐材、普通エコセメント二次製品、溶融スラグ入りアスファルト）の、過去2年間の使用実績を評価。
- 業種により、ほとんどの参加者が得点している、もしくは得点出来ない状況が見られる。
- 評価項目として機能していない。



【H24年度からは】

- 当該工事での使用予定を評価。
- 指定品目の全量を県産品を使用予定で得点。
- 評価の対象とする品目は案件毎に設定。
- **配点も変更 1点 → 2点**

21

過年度の実施結果の検証と改善について

(24年度ガイドラインの改正)

- 手持ち工事量の状況 (分子)
「当該年度受注額」 → 「年間受注額」

(分子)
過去2ヶ年度間の平均受注額

【H23年度までは】

- 当該年度受注額は、年度当初に手持ちがリセット。
- 年度当初の忙しさの実態が反映されない（繰越工事など）。



【H24年度からは】

- 対象期間を1年間遡ることで、繰越工事も手持ちに入れる。
- より実態に即した評価をする。

22

過年度の実施結果の検証と改善について

(24年度ガイドラインの改正)

○ 地域特有貢献の評価を簡素化

(ボランティアの実績、高年齢者、女性、障害者の雇用)

【H23年度までは】

- ほとんどの参加者が得点している。(23年度は9割以上)
- 雇用に関する項目は企業の固有点。



【H24年度からは】

- いずれか1つが該当すれば評価する。
- 配点も変更 2点 → 1点

23

過年度の実施結果の検証と改善について

(24年度ガイドラインの改正)

○ 技術開発の実績に加え、新技術の適用も評価

【H23年度までは】

- 関連分野における技術開発の実績を評価。
- 技術開発を行うためには資金力、技術力が必要。大手に有利。
(地元企業の不満)



【H24年度からは】

- 新技術を当該工事に適用することも評価。
(他社が開発した技術でもよい)
- 新技術を利用することで、技術の導入、技術力の向上を図る。

24

過年度の実施結果の検証と改善について

(24年度ガイドラインの改正)

○ 総合評価方式での履行義務違反を新設

【H23年度までは】

- 工事成績表定点による減点。
(次年度以降の工事成績の平均点として影響)



【H24年度からは】

- 工事成績表定点による減点に加え、次年度の総合評価で直接的に減点。

25

過年度の実施結果の検証と改善について

(24年度ガイドラインの改正)

○ CPD証明書の有効期限を見直し

【H23年度までは】

- 応募する度に証明書を発行してもらう必要があった。
- 証明書を発行してもらう手間、手数料がかかる。



【H24年度からは】

- 証明書の有効期間を柔軟に捉える
(およそ1年間は有効とし、その間は同一の証明書を使用できる)
- 事務量の簡素化をはかる

26

低入札価格調査制度

27

低入札価格調査制度について

対象となるもの

次に掲げる競争入札において、**調査基準価格**を下回る価格で入札があったもの

(1) **建設工事**

予定価格2,500万円以上の工事

(なお、平成21年5月から当分の間、予定価格 5,000万円以上の工事)

(災害復旧事業の建設工事については、予定価格2億円以上の工事
平成24年12月31日まで)

(2) **製造**

製造のうち「物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則」に関するもの(予定価格 2,500万円以上のもの)

(3) **建設工事等に係る委託業務**

予定価格 1,000万円以上(千葉県積算体系に適合するものに限る)

(上記に満たない金額の工事、製造、委託業務は、**最低制限価格制度**を適用)

28

建設工事における調査基準価格の算定

$$\begin{aligned} & \langle \text{直接工事費の額} \times 0.95 \rangle \\ & + \\ & \langle \text{共通仮設費の額} \times 0.9 \rangle \\ & + \\ & \langle \text{現場管理費の額} \times 0.8 \rangle \\ & + \\ & \langle \text{一般管理費の額} \times 0.3 \rangle \end{aligned}$$

$$\text{調査基準価格} = \text{合計額} \times 105/100$$

- 算定式は中央公契連モデルを準用
- 最低制限価格制度の基準価格も本算定式による

29

失格判定基準

1 価格失格判定基準（いわゆる「価格による失格基準」）

- ① 予定価格 **2,500万円以上** の案件 ← 平成21年5月から当分の間、予定価格 **5,000万円以上** の案件
～ 入札価格が、次の合計額を下回る場合
(直接工事費×0.75) + (共通仮設費×0.7) + (現場管理費×0.7) + (一般管理費×0.3)
- ② 予定価格 **1億円以上** の案件
～ 入札の工事費内訳の次の費目について、それぞれ算出される金額のいずれかを下回る場合
(直接工事費×0.75)、(共通仮設費×0.7)、(現場管理費×0.7)、(一般管理費×0.3)

2 書面調査等に係る失格判定基準

- (1) 設計仕様等に適合しない場合
設計数量等、材料等の品質が仕様書に合わない
- (2) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
 - 算出根拠が明確でない、金額が一括計上されている
 - 下請け見積額を下回っている、下請け見積書が不明確
 - 資材購入の見積額を下回っている
 - 人件費、保険料等の必要な経費の計上がない
 - 下請予定業者の見積金額が不当に低額に設定されている
- (3) 建設副産物の処理が適正でない場合
 - 適正な処理費用がない、搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない
- (4) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
 - 監理技術者等が重複専任している
- (5) 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合
 - 賃金不払い等で送検されている
 - 建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断がある

30

建設工事の低入札価格調査 調査内容

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 労務者の供給
- (4) 手持工事の状況
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (6) 資材の調達
- (7) 手持ち機械
- (8) 建設副産物
- (9) 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況
- (10) 経営内容、被調査者の損益計算書 等
- (11) 経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会
- (12) 信用状態
建設業法違反、賃金不払い、下請代金の支払遅延
- (13) その他の必要な事項

31

低価格入札者と契約する場合 ①

○契約保証金

請負代金の100分の30 (通常は100分の10)

○請負代金増額変更時の契約保証金

100分の21 (通常は100分の7)

○前払金

請負代金の2割 (通常は4割)

32

低価格入札者と契約する場合 ②

○監督体制の強化

- ①施工体制台帳の提出、ヒアリング
- ②施工計画書のヒアリング
- ③重点的な施工監督

○指名停止措置

施工体制台帳を提出しない場合は指名停止

○配置技術者の増員（1名）（過去2年間に該当があった場合）

- ①成績評定が65点未満
- ②瑕疵に起因し補修または損害賠償
- ③品質管理に関して指名停止
- ④工期を遅らせた

○二ヶ月に1回の間接検査実施

33

建設工事等委託業務における調査基準価格の算定

委託業務の種類（土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）により、算定方式が異なる。

（例）土木関係の建設コンサルタント業務の算定方式（2通り）

《 直接人件費の額 》	《 直接人件費の額 》
+	+
《 直接経費の額 》	《 直接経費の額 》
+	+
《 その他原価の額 × 0.9 》	《 技術経費の額 × 0.6 》
+	+
《 一般管理費等の額 × 0.3 》	《 諸経費の額 × 0.6 》

調査基準価格 = 合計額 × 105/100

- 算定式は中央公契連モデルを準用
- 最低制限価格制度の基準価格も本算定式による

34

失格判定基準

- 1 価格失格判定基準（いわゆる「価格による失格基準」）
⇒ 建設工事等委託業務については、定めなし
- 2 書面調査等に係る失格判定基準
 - (1) 設計仕様等に適合しない場合
 - ・設計数量等、契約の履行条件が仕様書に合わない
 - ・機器が設計仕様に対応した品質や規格を満たさない
 - (2) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
 - ・算出根拠が明確でない、金額が一括計上されている
 - ・再委託の見積額を下回っている、再委託の見積書が不明確
 - ・技術者の人件費、保険料等の必要な経費の計上がない
 - ・再委託の見積金額が不当に低額に設定されている
 - (3) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
 - ・技術者が必要な資格を有していない
 - ・管理技術者等が担当している業務（契約金額1000万円以上）が5件を超える
 - ・管理技術者等としての担当業務の契約金額の合計が2億円を超える
 - (5) 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合
 - ・賃金不払い等で送検されている

35

建設工事等委託業務の低入札価格調査 調査内容

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 当該契約の履行体制
- (4) 手持ち建設工事等委託業務の状況
- (5) 配置予定技術者名簿
- (6) 技術者、作業員、労務者等の確保計画
- (7) 工種別技術者、作業員、労務者等配置計画
- (8) 手持ち機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に限る。）
- (9) 過去に施工した同種又は類似の業務の名称及び発注者
- (10) 誓約書
- (11) 「第三者による照査等」の計画概要
- (12) 確約書
- (13) 経営内容、被調査者の損益計算書 等
- (14) 信用状況について取引金融機関、保証会社等への照会
- (15) 信用状態
関連業法違反、賃金不払い
- (16) その他の必要な事項

36

低価格入札者と契約する場合

「第三者による照査等」の実施

【契約締結前】

○低価格入札者による申出

低価格入札者は、落札者となった場合には、「第三者による照査等」を実施する者について、発注者に申し出る（別記第14号様式を発注者に提出する。）。

○発注者による「第三者による照査等」を実施する者の確認

発注者は、申出書に記載された「第三者による照査等」を実施する者について、「第三者による照査等」を実施するのに適切な者であるかどうか（落札者と同種の業務を営む者であって、同等の能力を有すること）を確認する。

【契約締結後】

○低価格入札者による「第三者による照査等」の実施

低価格入札者は、自己の負担において、「第三者による照査等」を適切に実施させる（あらかじめ作業計画書を作成し、実施後は第三者が作成した報告書を提出する、等）。

※「第三者による照査等」を適切に実施しない低価格入札者には、不利益な措置を課する。